

春日部市長  
石川 良三様

## 放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書(案)

2016年11月  
春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会  
代表 猪股裕美(豊野放課後児童クラブ)

貴職におかれましては益々ご活躍のことと存じ上げます。また、春日部市の放課後児童クラブ運営にあたりましては日頃よりご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会は、春日部市の放課後児童クラブ運営の一層の充実・発展を願い、活動しております。

昨年度から、国の「子ども・子育て支援新システム」スタートと同時に春日部市も「放課後児童クラブ条例」の改正並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、新たな段階に進み始めました。条例改正により全学年が入室対象となりましたが、一部では依然として高学年が入室できない時期がありました。また、大規模クラブの改善についても、「当面の間」現状を維持するという経過措置が謳われており、未だ制度改革の成果が見られておりません。

このような状況を一刻も早く改善し、「日本一子育てしやすい町」を掲げる春日部市において、子ども達の放課後の生活環境が少しでも改善される様、父母としての願いを要望にまとめました。これらの実現のため、予算措置を含めた格別なご配慮を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

### <要望>

#### 1. 運営に関する要望

1) 高学年も含め、年間を通して希望する全ての児童が入室できる様、余裕を持った設備と体制を整えてください。

定員オーバーを理由に高学年の一部が一時期入室できない状況は、該当する家庭にとっては死活問題です。高学年も含めた全ての希望者が年度当初からきちんと入室できる様、設備の拡張と指導員の確保をお願いします。

2) 指導員の欠員を一刻も早く解消し、1クラブ複数配置の原則を堅持してください。

新条例の施行と時期を同じくして、1クラブ複数の指導員を配置する原則が崩れてしまっています。依然として指導員の欠員が続いており、指導員1人のクラブや、60名を超える児童を2人の指導員で担当しているクラブなど、保育に悪影響が懸念される状態が存在します。指導員の採用と教育を実施し、一刻も早く複数配置体制を実現してください。

3) 各児童クラブ毎のニーズを把握し、保育時間延長を検討してください。

土曜日や学校休業日の朝7時30分からの開設、平日19時までの開設について、クラブ間の差はあるものの、そのニーズが高まっています。各クラブ毎にニーズを詳細に調査し、保育時間延長の実施に向けて具体的な検討を行ってください。また、時間延長については指導員の負担増加や超勤増加に十分配慮し、慎重に検討を行ってください。

4) 兄弟入所や高学年の入所に対して、保育料減額を検討してください。

さいたま市や幸手市、久喜市など、多くの市町村で高学年の保育料軽減や、1世帯2人目以降の軽減措置などが取られており、保護者の負担軽減が図られています。春日部市においてもこうした軽減措置を検討してください。9月1日時点での高学年在籍数は187名で、全在籍児童数の約1割です。高学年全員に対して50%の減額措置を行ったとしても、保育料収入の減少は全体の

5%です。既に一人親家庭などで減免されている世帯がありますので、実際の市の収入減少はもっと少ないはずで、これに対し、各家庭における減免措置の効果は非常に大きく、生活や就労形態にも影響すると考えられます。

#### 5) 土曜日の合同保育について、父母の意見を尊重し、柔軟な対応を行ってください。

少人数時の合同保育については、一時「一律に廃止」となりましたが、昨年度はお盆期間などで一部再開されました。利便性や安全性の点から合同保育に反対する意見もある一方で、あまりにも少ない登室状況では、保育の質そのものにも疑問があります。クラブ毎の環境も異なるため、引き続きニーズと現場状況を勘案した上で、必要な場合は合同保育を実施するなど、柔軟に対応を行ってください。

#### 6) 新条例の附則に記されている設備及び児童数の経過措置について、「当分の間現状維持」ではなく、「すみやかに移行」する様、努力してください。

新たな国のガイドラインにより、適切な規模と面積について、「1クラブ当り概ね40名」「1人当り面積1.65m<sup>2</sup>以上」という基準が設けられました。にもかかわらず、新条例の附則に盛り込まれた経過措置では、1クラブ辺りの児童数と専用区画の面積について、期限を定めない猶予期間が明記されています。条文では改善する内容を謳いながら実際には実現しないのでは意味がありません。一刻も早く改善を実現できる様、予算の確保を含めた対応をお願いします。

## 2. 施設改善、その他について

### 1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

### 2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどのようなものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけではなく、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。

### 3) 運営連絡会議の内容について、下記の点を改善してください。

「放課後児童クラブ運営連絡会議」は、2010年度から年2回実施されていますが、運営する側と利用する側双方の考え方を説明し合い、より良い運営を目指すため、下記の改善を行ってください。

- ①放課後児童クラブの運営方針や規則、経費（昨年度の実績と今年度の予算）などについて、保護者に年1回は説明してください。父母会などを通じて出席者以外の保護者にも内容が伝わるよう、印刷された資料を用いての説明をお願いします。
- ②指導員も（制限なく）自由に参加し、単なる書記としての参加ではなく、保護者の意見を直接聞くと共に、指導員の立場で意見を述べることができる会議にしてください。
- ③父母会連絡会の事務局メンバーが参加できるようにしてください。

以上